

2022年4月1日面談時ご指摘事項への回答

#	コメント内容	コメント回答
1	ろ過器（中間槽）は移設後の配置で評価されているのであれば、記載が不適切ではないか。	「申請書作成段階では当該設備の移設を計画していなかった。」から「当該設備の移設を計画していたが、配置図、ユニット座標に移設後の配置を示すことで十分と考え、設工認仕様表の変更内容にはその旨を記載しなかった。」に変更しました。 洗浄液受槽（1）についても同様の記載に変更いたしました。
2	設工認で当初から計画しておらず、工事の過程で交換するに至った設備部品について、スクリーフィーダのケーシングは設工認の仕様表の変更内容に交換する工事を示す方針である一方、他の交換品では、設工認の変更内容に記載しないとしている。この相違について一般的な方針として説明すること。	当社としては、計画外の交換が生じたとしても、仕様に変更がない場合は、設工認申請対象とは考えていない。この考え方はすべての設備の部材に相当すると考えています。 ただし、今回、スクリーフィーダのケーシングについては、当該設備特有の設計のものであること、現在、工場は検査の合格が出ておらず、設工認の変更の機会があることから、当該ケーシングが設備特有の部品であることを考慮し、工事について設工認変更として記載することとしました。 今後検査の合格以降については、同等品に交換する場合は、設工認変更をせず、使事検を実施することで対応させていただきたいと考えております。
3	ラスモルタル壁の盛替え工事は既設から改造にすべきでは。どうして盛替え品なら既設でよいのか回答せよ。	工事の過程で計画外の盛替え（一時撤去／復旧）が生ずる場合があります。当該箇所にて新規基準の適合のための改造が必要ではないと判断できる部分に対し、同一仕様への復旧であれば、元の形状、機能に戻るものであり、改めて、改造扱いで申請しなおす必要はないものと考えています。 検査の観点からは、改造扱いで検査いたします。
4	マスキングする箇所がわかるようにすること。	マスキング箇所がわかるように資料に示しました。また、マスキング版もあわせて作成しました。
5	放射線管理棟、除染室・分析室、転換工場の扉閉止に関し、評価が十分に記載されているのか。 補足資料に追記した方が良いのではないかと。	追設した壁及び鉄扉への鋼板閉止について、火災評価上の影響はない旨の記載をMSR-22-011の補足資料-1に追記しました。
6	第2廃棄物処理所の壁に石膏ボードが工事されていなかったことについて、検査の状況を説明すること。	検査では一連の壁の検査の際、確認しております。ただし、一部の隣の壁は見落としがありました。5次以降の建物の外観検査はすべて再検査対象としておりますので、その中で、再度検査いたします。
7	分析設備の申請対象の明確化を実施すること。	拝承いたします。別途資料を提出します。